

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

平成27年度狭山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年5月12日提出

狭山市長 仲川幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年度狭山市一般会計補正予算（第1号）

補正予算別冊のとおり

平成27年4月13日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成27年度狭山市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度狭山市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,852,966千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 2,455,319	千円 1,977	千円 2,457,296
	2 県補助金	675,605	1,977	677,582
19 繰入金		2,789,440	237	2,789,677
	2 基金繰入金	2,789,438	237	2,789,675
21 諸収入		954,887	752	955,639
	6 雑 入	328,598	752	329,350
歳 入 合 計		44,850,000	2,966	44,852,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 3,916,634	千円 2,966	千円 3,919,600
	1 保健衛生費	1,557,998	2,966	1,560,964
歳 出 合 計		44,850,000	2,966	44,852,966